

# 核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

●発行所 PCDS (太平洋軍備撤廃運動: Pacific Campaign for Disarmament and Security) / 平和資料協同組合(準)  
〒223 横浜市港北区箕輪町3-3-1  
TEL: 045-563-5101 FAX: 045-563-9907

●編集責任者 梅林宏道

●郵便振替 口座番号: 00280-0-38075 加入者名: 平和資料協同組合

毎月2回1日、  
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

27 96/8/15

¥100

## インド、CTBT(包括的核実験禁止条約)を阻止 問われる「インドとは何か」

独特のインド国内論議

インドがCTBT阻止に出た。それによってジュネーブ軍縮交渉は挫折し、ラマカー議長案は国連総会の多数決採択をめざす方向への転換を余儀なくされた。

5月にインドのジャーナリスト二人がCTBTに関する冊子を出版した。著者はインドの国内議論を知ることが、CTBTのみならず今後の核軍縮交渉に重要であると指摘する。

### ●第3会期交渉の経過

7月29日に始まったジュネーブ軍縮会議(CD)の第3会期(9月13日まで)は、ラマカー議長最終案(6月28日提出)の冒頭採択はできず、アメリカと中国の間の最終交渉にひきずられた。最後の核実験を強行してモトリアムに入ったことを交渉の武器に、中国は現地査察を決定する条件を厳しくさせるために対立国アメリカとの交渉に入った。

交渉は8月7日に合意に達し、議長案修正が行われることになった。アメリカが譲歩し、「現地査察実行の決定は、条約執行委員会51カ国の過半数の合意」で行われるという議長案は、「30カ国以上の合意」と修正された。決定条件が厳しくなったということは、「現地査察が甘くなった」ということでもある。

8月8日のCD全体会議で、インドのゴーズ大使が重要演説を行った。インドが議長案に調印しないのみならず、草案を阻止することを表明したのである。

「現在の草案がそのままにされるのであれば、望まないことであるが、そのような試みにはインドは反対せざるをえないことを会議につたえるよう、私は指示を受けている。」

これまでの大方の観測は、インドは条約から離脱するであろうが、条約が全会一致原則でCDを通過するのを黙認し、阻止することはないであろうというものであった。インド新政権は予想を越えた強

硬路線を突き進んだ。

### ●インドのたてまえ

インドの議長案批判は大きく言って2点ある。一つはCTBTが核軍縮の一段

## 東南アジア非核地帯への支持を核兵器国に求めなかったARF (ASEAN地域フォーラム)

一見不可解なことであるが、第3回ARF(7月23日、ジャカルタ)でASEAN(アセアン)諸国は中国と米国を前にして東南アジア非核地帯への支持を要求しなかった。

ARFの直前に開かれたASEAN外相会議(20日、21日)では、最終コミュニケで非核地帯条約への批准促進を強調するとともに、「条約の有効性を高めるために、すべての核兵器国が条約議定書に参加して、この条約に協力することを求める」と述べていた。にもかかわらず、条約に異論を唱えている当の中国と米国を目の前にして、協力を要請しなかったのである。まとめの議長声明には、「東南アジア政府によって、非核地帯条約の調印が行われたのは、地域安全保障を強化し世界の平和と安定に貢献する」と

記されただけであった。

昨年のARFでは、名指しを避けながらも、EU代表と中国を前にして核実験の中止を求める議長声明を出した。今年は、核実験問題の焦点化が難しかったであろうが、非核地帯化はもっと強力に押し出されるべき課題であった。

事態の背後には、ASEANの団結の弱さと米国の駆引きの巧妙さがあったと考えられる。クリストファー・米国防務長官は、人権問題を臆せずにもちだした。インドネシアの野党弾圧を牽制し、公然とビルマのSLORC(国家法秩序回復評議会)の反民主主義を批判し、ASEAN労働者の無権利状態が公正な経済競争を妨げていると主張した。この攻勢の下でASEAN諸国は米国との摩擦を避けたのである。(4ページに関連記事) ㊦

階であることを明確にすることである。そのために未臨界実験も禁止できると思われる表現(21号1ページ)を基本義務条項に入れること、核兵器の改良の中止や時間枠を定めた核兵器撤廃に向けた努力という表現を、前文や見直し条項に盛り込むことなどを主張した。この主張自身は、納得のできるものである。

もう一つは条約発効にインドを含む44カ国(前号4ページ)すべての批准を条件としていることに、インドは強く反発した。インドを条約に無理やり引きずり込む陰謀との理解である。さらに、署名開始後3年経っても発効しないときに開催される「発効促進会議」(議長案に名前はない)は、インドに対する制裁をもくろむ場であるときめつけている。

しかし、第2の理由は、インドが署名しなくても制裁を加えることはないという確約を議長声明などでとりつける道が残っており、条約をつぶす理由にはならない。第1の理由についても、現交渉ではインドの主張が通らなくても、非同盟諸国をなど多くの同志を糾合して、核軍縮への次の攻勢に出る道が残っている。CTBTをつぶす選択に説得力はない。

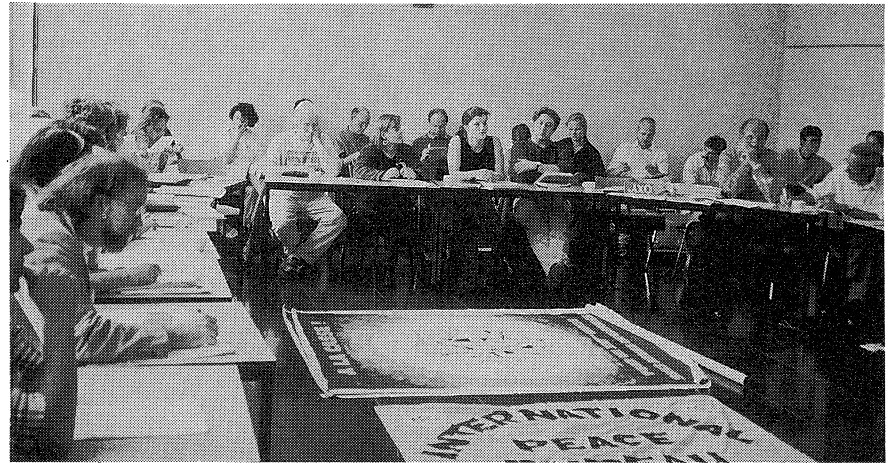
実現可能性のない正論を口実として、インド自身の核開発の道を確保する意図を読み取られても当然であろう。

## ●国内の大向こう中心に政治

今年5月、プラフル・ビドワイとアチン・バナイクという核問題に詳しい二人の独立ジャーナリスト(いずれもネール記念館現代研究センター・フェロー)が「歴史の実験:核実験禁止へ世界的な賭け」(ハマースホルド財団)という冊子を発行した。そこで著者は、インド国内で不正確で一貫性のない議論がいかに横行しているかを厳しく指摘している。政府の公式議論の背後に、著者が「公然核保有論者」や「あいまい政策論者」と分類する知識人が、どのように国内大向こう受けの議論を作り上げているかを事例をあげて述べている。そこにはインド独特の議論の世界が浮かび上がってくる。

詳しい紹介の紙幅はないが、1994年までは、CTBT推進の急先鋒であったインドが、その実現性が見えてくるや否や、まず「核保有論者」や「あいまい政策論者」がシフトを開始し、95年には政府が公式にシフトした事例だけでも、インドの主張の再吟味の必要性を知るのに十分である。(梅林宏道) M

「核廃絶2000」など欧州ネットワーク会議。7月13日、ブリュッセル。



## 「核廃絶2000」視野に

### 欧州で反核ネットワーク会議

7月12日に国際的な平和団体の連合組織「国際平和ビューロー(IPB)」のセミナーがベルギーのブリュッセルで開かれた。これに合わせて、13日にはブリュッセル郊外の修道院でネットワーク会議が開かれた。こちらには「核廃絶(アボリション)2000」の関係者らも多数参加した。ただ、「核廃絶2000」の公式会議というわけではなく、またヨーロッパからの参加者がほとんどで、議論も特に「核廃絶2000」のこれからの活動方針などを全体としてまとめようというものではなかった。

欧州議会の会場で開かれたIPBのセミナー「(核兵器)ゼロに向けて」は核兵器の違法性をめぐる世界法廷の審議について検討することを主要目的として以前から計画されていたが、ちょうど7月8日に勧告的意見が発表され、タイミングのいいものとなった。約80人の参加者を前に展開された議論の主旨は、「我々は勝利した。次のステップは勝利したことを世界に知らせることだ。そして、例外的なケースなどないことを明らかにするために核兵器禁止条約を制定する運動を進めよう」というものだった。勧告的意見が出された直後だが、国際法律家協会(IALANA)の共同会長ピーター・ワイスらが、核兵器が一般的に違法だとの意見は10対4だった点など、レベルの高い細かな分析を行った。ただ、核兵器禁止条約がすぐにも締結できそうな雰囲気があったのが気になった。

ネットワーク会議は、セミナーの参加者で残った人々と、新たに参加してきた人々とで開かれた。60人ほどが参加した午前中の全体会議は、特にテーマを絞らず、次々と発言が行われたため、議論が

拡散してしまった感があった。午後の分科会のテーマは次の通りである。1)核兵器禁止条約・世界法廷プロジェクトの今後。2)ヨーロッパの安全保障。3)核実験とCTBT。4)チェルノブイリと原発。5)核廃絶に向けた各国・地域キャンペーン。私は2)に参加した。ここでは、欧州連合の条約改正のための政府間会議、欧州安保協力機構(OSCE)の強化、NATO拡大などヨーロッパの核をめぐる危険な状況と可能性とが混在することが指摘され、具体的なロビー活動の戦略などが話し合われた。5)は、英国のネットワークのあり方についての議論が中心となったようである。

今後「核廃絶2000」の中では、核兵器禁止条約の要求が主要な動きとなってくだろう。だが、「核廃絶2000」はあくまでも密なネットワークであり、組織としてなにか一つのプロジェクトだけを推進するものと考えるべきではない。もっと緊急の課題についてのキャンペーンを提唱すれば、ネットワークの一部または大部分がそれに取り組むことになるだろう。「核廃絶2000」の次の公式の会議は来年1月にハワイで計画されている。(田窪雅文・原水禁) M

## リビア、化学兵器工場建設を中止か

本誌24号に、リビアが大規模な化学兵器工場を山をくりぬいて建設中であるという米国防省の主張と、米国防省がそれを破壊するために地中貫通型の核兵

3ページ下へつづく →◆

# 中国、核実験強行 モラトリアムに入る

7月29日、中国政府は核実験の強行を発表した。爆発威力は1~5キロトン、実験場は従来と同じロプノル付近と推定される。6月8日の実験が2個の爆発実験であった可能性が指摘されているが、それを1回と数えると中国はイギリスと同じ45回の核実験を行ったことになる。

実験日は、ジュネーブ軍縮交渉の再開日で、「交渉テー

ルの下で核兵器爆発させる」(イギリス核軍縮運動(CND))と、世界中で強い反発を呼んだ。

実験強行と同時に、中国は核実験のモラトリアム(凍結)を表明した。以下にそのときの声明文の全訳を掲載する。

中国は自衛のために核兵器を持つ以外に道がなかったと説明しているが、そのような初期の事情を認めたとしても、現時点の核保有の説明にはならない。また、核実験全面禁止へ積極的役割を果たしてきたという弁明は承伏しかねる。CTBT促進についても、「全会一致」とか「すべての国の参加」とか、多くの修飾語を連ねていて歯切れが悪い。その後、アメリカと現地査察問題で集中的に交渉した伏線が、ここに見られる。M

## 中国政府の声明(1996・7・29)全訳

1996年7月29日、中国は核実験を成功裡に実行した。中国政府は、96年7月30日をもって核実験のモラトリアムを開始することをここに厳粛に宣言する。中国のこの重要な決定は非常に多数の非核兵器国の訴えに応えるものであるのみならず、核軍縮を推進するための具体的な行動である。

1964年10月16日に最初の核実験を行ってから30年以上の間に、中国は有能で効率のよい自衛核戦力を確立した。自力更正、忍耐、自己犠牲の開拓者精神のもとに、多数の中国労働者、科学技術者、人民解放軍の士官や兵士、そして国防の最前線で働く全参謀が、中国核兵器の研究、製造、開発にきわめて困難な条件に苦しめられながら奮闘努力を傾けてきた。歴史に消えることのない彼らの功績は、中国人民の志気を高め平和を守る中国の能力を強めた。中国政府と人民は、彼らに対して心から感謝し高い敬意を表したい。

独立した平和外交政策を貫く中で、中国は核兵器を全面禁止し、完全に破壊すべきであるという立場をとってきた。歴史的な状況のなかで中国は核兵器を開発せざるをえなかった。1世紀以上のあいだ、中国国民は外国侵略者によって加えられた言葉で言い表せないような戦争の苦しみや災難を経験したのである。新しい建国ののちも、中国は核兵器の脅威を含む戦争の脅威にさらされた。生き残り発展するために、中国は核兵器を開発する以外に道は残されていなかった。限定されたわが国の核能力は、他の国民に脅威を与えるためのものではなく、独立、主権、領土の保全を全うし人民の平和な暮らしを確保することをめざした、純粋に自衛のためのものである。さらにわれわれの核兵器開発は、世界の平和を守り、核のゆ

すりや脅迫に対抗し、核戦争を防止し、究極的にはすべての核兵器を破壊するためのものである。

核兵器を持つにいたった最初の日から、いかなる時、いかなる事情においても、中国は最初に核兵器を使用することはないと厳粛に宣言しつづけてきた。また中国は、非核兵器国や非核地帯に対して核兵器を使用したり使用の威嚇をしたりすることはしないと無条件に約束してきた。中国はこのような約束をし、それを堅く守っている世界で唯一の核兵器国である。中国は核兵器を国境の外に配備したことはなく、核兵器を他国に使用したり、使用の威嚇を加えたこともない。

中国は平和を愛する国であり、世界の平和と安定の維持にとって重要な勢力である。中国は完全核軍縮という目的への過程として、核兵器の爆発実験の包括的な禁止条約を達成することに賛成である。中国はジュネーブにおける包括的核実験禁止条約(CTBT)の交渉に積極的な役割を果たしてきた。現在も中国は、公正で、妥当で、検証可能な内容をもち、すべての国が参加し、期限のないCTBTを今年中に全会一致の原則で締結するように努力をつづけている。中国は国際社会のほかのメンバーとこの目的のために協力する用意がある。

核実験を中止することは、核軍縮に向かう重要なステップである。人類におおいかぶさっている核戦争の脅威を永遠に除去し、世界中に永続的な平和と普遍的な安全保障を達成するために、中国政府はここにすべての国、とりわけ核兵器国に対して次のことを訴える。

●主要な核兵器国は、核抑止政策を放棄

すべきである。

●巨大な核兵器貯蔵のある国は、それを大幅に削減する交渉を継続すべきである。

●すべての核兵器国は、いかなる時にも、いかなる事情があっても核兵器を先に使用しないことを約束し、非核兵器国や非核地帯に対して核兵器を使用したり使用の威嚇をしないことを無条件に約束し、早期にそれを法的に束縛する国際条約を締結すべきである。

●国境の外に核兵器を配備している国は、それらの核兵器を自国領土内まで撤退させるべきである。すべての核兵器国は非核地帯の設置を支援することを約束し、その地位を尊重し、付随する義務を果たすべきである。

●いかなる国も、戦略的安全保障や安定性を損なうような宇宙兵器システムやミサイル防衛システムを開発したり配備してはならない。

●核兵器の全面禁止と完全破棄のための国際条約を全国家の参加する交渉によって締結すべきである。

核兵器のない世界を実現し、すべての国で平和、安全保障、安定、そして繁栄を確実に享受できるようにすることは人類の悲願である。われわれは核戦争が起こってはならないと心から願う。世界中の平和を愛するすべての国と国民が力を合わせて努力するならば、核戦争は回避できると確信する。

人類が20世紀に核兵器を生み出すことができたのであれば、21世紀にそれを破壊することも十分にできるはずである。中国政府と人民は、この崇高な目標の実現をめざす世界中の政府と人民に加わる用意がある。

### ◆◀ 2ページからつづく

器を開発中であるというニューヨーク・タイムズの記事やNGO調査グループの調査結果を紹介した。その件について、6月末、国防省はリビアは問題の建設工事を中止したと発表した。

アメリカとエジプトは、リビアに工事の中止を強く働きかけていた。「働きかけ」のなかには、工事が続けば完成前に軍事力で工場を破壊するという米国の脅しも含まれていた。リビアは地下工場が化学兵器工場であることを否定してい

るが、5月末にカダフィ大佐がエジプトのムバラク大統領に工事を継続しないことを約束した。エジプトの査察官が、スパイ衛星に映っていた三つのトンネルのすべてが空であると発表したが、米国はその後も監視を続けていたものである。M

第3回ARF(アセアン地域フォーラム)

民主主義なき安全保障の危うさ

7月23日、ジャカルタで開かれた第3回ASEAN地域フォーラム(ARF)に先だて、PCDSは参加国外務大臣に以下のような要請文(英文)を送付した。全訳を掲載する。同時にPCDSは、梅林宏道をジャカルタに派遣して可能な限りの情報収集を行った。

今回のARFは、民主主義なき地域安全保障機構の深刻さを露呈した。西側諸国の反対を押し切ってビルマ(ミャンマー)の軍事政権を正式に迎えたARFは、主催国インドネシア自身でも、民主主義なき不安定さを示した。メガワチを野党・民主党(PDI)党首から追放したスハルト政権は、ARF首脳が滞在している間は静けさを装い、彼らが去ったとたんに警察力でメガワチ支持勢力の弾圧に乗り出した。(第1面に関連記事、第3回ARFの詳しい分析は後日にゆずる。)



厳戒下で第3回ARFが開かれる前日のジャカルタ・コンベンション・センターの正面(7月22日撮影)

ARF参加国外務大臣への要請文

外務大臣殿

太平洋軍備撤廃運動(PCDS)を代表してお手紙をさし上げます。PCDSは、過去10年以上にわたりアジア太平洋地域で活動してきた調査、情報、支援のネットワークです。私たちはこの手紙を1996年7月23日開催の第3回ASEAN(アセアン)地域フォーラム(ARF)に参加予定のすべての国の外務大臣にお送りしています。

PCDSは、ARFの経過を注意深く追ってきました。民衆の側から見た安全保障への見方を示すために、私たちは、第1回ARF開催時(1994年)に、非政府レベルの会議、「バンコク・ピース・セミナー—アジア太平洋の安全保障への人々のアジェンダ」を開きました。PCDSは、このセミナーについての報告を出すとともに、第1回ARFについて「アジア太平洋の地域安全保障:現状報告1,2」という2つのレポートを出しました。第1回ARFに参加したすべての外務大臣にこれらの出版物をお送りしました。またここには、1995年にブルネイで開催された第2回ARFについてのフォローアップの出版物を同封しました。

第2回ARFの「議長声明」は、次のように述べています。「ARFは、包括的安全保障という概念は、軍事的のみをいうのでは

なく、政治的、経済的、社会的、その他の問題を含んでいることを理解している。」しかし同声明は、いかなる地域安全保障の枠組みにとっても中心的な概念であるべき「軍縮」、「兵器削減」、「民主主義」、「自決」あるいは「人権」といった問題に、まったく触れていません。よって、あなた方の安全保障についての概念は、実際には何も変わっておらず、狭い意味で定義されているままだと言わざるをえません。

これらの欠点をのり越えるための継続的な進展が計られるよう、ジャカルタでのARFにおいて、あなた方が以下のような確固とした行動を起こすことを求めます。

- (1) 昨年12月に署名された東南アジア非核地帯条約を支持し、すべての核保有国に議定書への署名を求めます。
- (2) 中国の核実験の即時中止を求める決議、核保有5カ国間の核兵器の大幅削減に向けた交渉の開始を求める決議を採択する。
- (3) 朝鮮民主主義人民共和国と南太平洋フォーラムをそれぞれ、ARFの加盟国、加盟組織として招待する。ARFは、朝鮮民主主義人民共和国に関する安全保障問題を協議しようとしている。地域安全保障の枠組みの基本的原則として、フォーラムによって影響をおおむるすべ

- ての国家は、フォーラムに招待され、等しく協議に参加できなければならない。
- (4) この地域における人権侵害について協議する手続きの確立。継続的安全保障にとって、民主主義の発展が重要であることの確認。とくに、今回のARFへのビルマ(ミャンマー)の参加については、たとえオブザーバーの地位であるにせよ、ビルマに人権問題について完全かつ公開された調査や協議を行うことを認めさせ、ARFがそれを積極的に促進するという条件のもとに行わなければならない。もし、この条件が課されないとしたら、ARFが、この地域の安全保障をとりあつかう能力のあるフォーラムとしての正当性を著しく失うことになるであろう。
  - (5) インドネシアが第3回ARFの主催国であることから、東チモールの人々のおかれている窮状はとくに注目されねばならない。東チモールの正当な要求である自決権に対して、ARFが早急に支援することを要請する。

貴職が私たちの要請に留意することを願っています。そして、第3回ARFが生産的で、内容のあるものになることを祈念いたします。

1996年7月12日

PCDS国際コーディネーター  
梅林宏道



## 沖縄のこよみ

8月16日 政府、伊江島補助飛行場を除く11施設、約3000人分の土地をめぐる大田知事への公告縦覧訴訟(職務執行命令訴訟)高裁那覇支部に提訴。  
(注:伊江村長は6月に公告縦覧に応じた。)

8月24日 加藤自民党幹事長、大田知事と会談の予定。

8月28日 7施設への代理署名訴訟(職務執行命令訴訟)最高裁判決。  
(注:使用期限の切れる13施設のうち、楚辺通信所(96年3月期限)と他の12施設(97年5月期限)のうち6施設について、国は代理署名を県に求める訴訟を起こし、3月に敗訴した県が上告していた。他の6施設は市町村長が署名済み。)

8月30日 楚辺通信所の一部用地をめぐる公告縦覧訴訟(職務執行命令訴訟、7月12日提訴)の第2回口頭弁論。  
(注:沖縄県収容委員会は楚辺通信所と他の12施設とは別々に公告縦覧手続きを進めている。)

8月31日 来年度予算概算要求メ切。

9月8日 県民投票(米軍基地の整理縮小、日米地位協定の見直しの賛否を問う。)

9月19日 日米安全保障協議委員会(2プラス2)(SACO)の最終報告の中身がほぼ固まるとみられる。

9月下旬 沖縄県国際都市形成構想策定の予定

9月末 日米首脳会談?

10月 臨時国会(特別立法論がでるとの見方も)

11月 特別行動委員会(SACO)最終報告

## ICJの勧告的意見への評価

7月8日の国際司法裁判所の核兵器の違法性に関する「勧告的意見」(本誌前号参照)について、発表直後に報道された各国政府や自治体首長の評価をまとめた。

### ■各国政府・首脳

#### ●日本

外務省・橋本報道官、「内容についてコメントしない。ICJの勧告的意見は法的拘束力有しない」と事態を静観の構え。橋本首相は「まずCTBT早期解決、そして核兵器廃絶がベスト。ICJの判断はそれだけの重みを持つ」と語る。

#### ●米国

国務省・バーンズ報道官、自衛目的の核使用についての判断回避について、「核抑止戦略禁じた国際法上の規定がないことを意味する」と歓迎の意向表明。

#### ●イギリス

「この勧告的意見によって、イギリスの核政策に変化はない」と政府が反応。

#### ●フランス

外務省報道官、「ICJの判断は自衛目的の核使用・威嚇が合法になり得ることを認めている、自衛だけを目的とする私の立場はICJの判断に反しない」との声明発表。

#### ●ニュージーランド

ボルジャー首相、「完全核軍縮に力点置いたもの。核保有5ヶ国はこれを無視できない」と歓迎。

#### ●オーストラリア

ダウナー外相、「ICJの意見とその意味合いを注意深く観察している」と直接の論評避ける。

#### ●メキシコ

グリア外相、「一般的な使用、威嚇について違法とした判断については満足できる。しかし、極限状態での使用、威嚇について判断を示さなかったことは残された課題」と述べた。

### ■被爆自治体

#### ●広島・平岡市長

「判断に国際政治の力関係が影落とす。核保有国存在の現状追認。ICJの権威をおとしめるもの」と厳しく批判。(8月6日の広島市長平和宣言では、「ICJは、一般的ながら核兵器使用の違法性」を明言したと、肯定的な評価に変化している。)

#### ●長崎・伊藤市長

「落胆を禁じ得ない。言葉に尽くせぬ空しさや憤りを感じる」「勧告の意味があった。私の陳述がかなり聞き入れてもらえた」と語る。(8月9日の長崎市長平和宣言では、「ICJの勧告的意見を積極的に受け止め、核兵器廃絶条約の実現を目指して前進しなければならない」と述べている。)

### ◆6ページからつづく

駐豪中大使に遺憾の意。一方で実験凍結を「史上初めて核保有5ヶ国すべてが実験停止」と歓迎。NZボルジャー首相「CTBT交渉再開の日の核実験実施は遺憾」と非難。

●7月29日 ASEAN、中核実験凍結宣言について、アジア太平洋地域の非核化が一歩前進との期待を示す。韓国政府「CD開催直前の実施に対し深い遺憾と失望」と発表。

●7月29日 中核実験に対し、インドは6月8日の実験の際と同様沈黙する。国営PTI通信が北京発ロイター電を転載して事実関係報道したのみ。

●7月29日 中核実験強行に対し、全国279自治体で構成の日本非核宣言自治体協議会、「五輪開催中の強行は許せない」との抗議文。

●7月30日 KEDOと北朝鮮の話し合い、不調に終わる。軽水炉敷地の取り扱いや北朝鮮側の労働力提供問題などで意見の一致見られず。

●7月31日 ジュネーブ軍縮会議、今会期2回目の核実験禁止特別委員会開催。ラマカー議長が目指した今会期冒頭での採択は実現せず。

●7月31日 インド・グジュラル外相、国会でCTBT案に触れ「現在の議長案には署名できぬ。インドに対し強制力持つ条項認められぬ」と述べる。

●7月31日 米エネルギー省、核兵器解体に伴う

多量の余剰高濃縮ウラン薄め、商業原子炉用に燃料として転売すると発表。旧ソ連の核解体高濃縮ウランも米濃縮公社が引取り開始。

●7月31日 中国中央軍事委員会が台湾の核兵器開発監視する特別班を設置。中核実験凍結後、台湾の核武装絶対阻止が任務。香港の「星島日報」報道。

●7月31日付 米エネルギー省、今後75年間に核施設の放射能汚染除去にかかる経費が最高2,650億ドルとの見通し。核開発の総経費に匹敵。

●8月1日 CD再開後初の本会議で、中国が現地査察発動要件について修正案。米は議長案の無修正採択を主張。

●8月1日 パキスタン・ブット首相、CTBTへの参加問題に関連し、インドが同条約に調印しない限り、パキスタンも調印せずと表明。

●8月1日 中国外務省幹部、外国記者団に対し核実験凍結発表について「凍結期間は無期限」と説明。CTBT妥結へ協力姿勢も示す。

●8月1日 中国外務省高官、米ロがコンピューター利用する模擬実験技術提供約束との憶測を「中国の核兵器は自力更生」と否定。

●8月1日 CTBT交渉で、現地査察開始条件など巡り米中両国が極秘裏に折衝開始の事実判明。  
●8月1日 南太平洋諸国会議(SPF)、核実験再

開に抗議してとった仏の対話国資格停止措置継続を決定。9月のSPFに招待しない方針。

●8月1日 国内外の漫画家ら約130人の「非核まんが・アニメーション&アート展」広島市で始まる。ちばてつや、バロン吉元、永井豪の各氏ら出展。

●8月1日付 広島平和記念資料館、保管する資料の損傷の科学的調査とレプリカ作製に乗り出す。

●8月1日付 原爆で破壊された原爆ドームの周辺など、広島大工学部の杉本助教教授CGで再現、インターネットで紹介始める。

●8月2日 ラマカー議長、CTBT交渉で米中が対立する違反核実験の現地査察決定方式の解決を両国間協議に委ねる。

●8月2日 CTBT交渉で、メキシコなど非同盟約30カ国が2020年までにすべての核兵器廃絶する行動計画作成。6日に交渉委員会に提出。

●8月2日 国際シンポと講演会「核兵器ゼロの世界を目指して」(広島市など主催)、広島で開催。約350人が参加。原水禁、原水協の国際会議、それぞれ広島で開催。

●8月3日 政府、今秋東京で開催予定のアジア原子力安全東京会議に北朝鮮招致の方針固める。

●8月5日 連合の「'96連合平和ヒロシマ集会」、日本被団協の「ノーモア・ヒバクシャ国民の集い」など、広島市で開催。

# 日誌

1996.7.6~8.5

(作成: 笠本丘生)

ASEAN=東南アジア諸国連合/ARF=ASEAN地域フォーラム/CD=ジュネーブ軍縮会議/CTBT=包括的核実験禁止条約/ICJ=国際司法裁判所/KEDO=朝鮮半島エネルギー開発機構/NPT=核不拡散条約/NZ=ニュージーランド

- 7月6日付 広島市、昨年(1995)の被爆50年記念し「広島市原爆被爆者援護行政史」発刊。市役所原爆被害対策部調査課と市公文書館で発売。
- 7月8日 国際司法裁判所(ICJ)、核兵器使用・威嚇は紛争に関する国際法、人道法の原則に一般的に反するとの勧告的意見。(本誌25・26合併号参照)。
- 7月8日 同日付人民日報、中国人民解放軍の戦略ミサイル部隊「第二砲兵部隊」が94年初冬、核戦争想定した大規模演習実施と報道。
- 7月8日 長崎県議会総務委員会、県原水禁と県原水協提出の「CTBT早期締結を求める請願」を過半数を占める自民党委員の反対で不採択。
- 7月9日 新党さきがけ・武村代表、北京で李・共産党中央委対外連絡部長と会談。あと1回といわれる中核実験に対し即時中止を要請。
- 7月9日 生協ひろしま、核兵器廃絶国際条約締結を求める署名活動開始。
- 7月10日 さきがけ・武村代表、北京で江沢民国家主席に核実験の即時中止を要請。江主席は対中円借款見直し論に触れ「満腹の人に空腹の人の気持ちは判らぬ」と不快感表明。
- 7月10日 ICJの勧告的意見について、在日本朝鮮社会学者協会京都支部と京都に在日朝鮮人平和擁護協会、「被爆した約4万人の朝鮮人死亡者を冒とくとする共同声明」。
- 7月10日 核時代の脅威と希望表現した巨大タピスリ(つづれ織)の下絵作家・仏リユルサ氏の作品「大いなる脅威」に、隠し絵の様に織り込まれた「HIROSHIMA」の文字、新たに発見。
- 7月11日 KEDOと北朝鮮、3つの関連議定書に署名、同日発効。①KEDOと契約業者の北朝鮮内での法的地位、②輸送、③通信の3分野。
- 7月11日 社民党訪中団、北京で銭・副首相兼外相と会談。佐藤幹事長は中核実験の即時中止を要請。銭外相は9月までにあと1回の立場崩さず。
- 7月13日 CTBT交渉で日本政府、核保有疑惑国3ヶ国の批准を条約発効条件から実質的に外す案固め、主要国に打診。
- 7月16日 ロから譲り受けた核弾頭外壁を平和の記念碑にリサイクルし、核兵器の20世紀の葬式あげる反核イベント「ATOMIC BUSTERS 20世紀葬送行進曲序章」、東京・渋谷で開催。
- 7月17日 インドのグジュラル外相、会見で、CTBT署名拒否の方針貫くと明言。「核保有国が従来の姿勢を変えぬ限り」態度変わらぬことを確認。
- 7月17日 国連軍縮広島会議(国連軍縮センターなど主催)全体会議開催。CTBTが焦点。条約案へのインドの反発巡り緊迫する場面も。
- 7月18日 国連軍縮広島会議「核軍縮促進の

- ための今後の措置「アジア太平洋地域における安全維持と軍縮努力」の2つの作業部会で討議。
- 7月18日 大阪貿易会、仏核実験に抗議し会員企業に昨年9月に通達していた「仏製品輸入販売自粛」を9月末で中止と表明。
- 7月19日 広島市が開いたインターネットのホームページへのアクセス件数、約10カ月で6万件に。海外55カ国からアクセス。
- 7月20日 ジャカルタで開催のASEAN外相会議で比シアン外相、「アジア太平洋地域での核実験に断固反対」と演説。開会式典では、スハルト大統領が東南アジア非核地帯条約支持を核保有国に求める。
- 7月20日 ASEAN外相会議の共同声明案に、KEDOの重要性初めて明記。核保有5ヶ国に核実験禁止とCTBT年内締結求める。
- 7月20日 国連軍縮広島会議閉幕。ダビニッチ国連軍縮センター所長はCTBTラマカー議長最終案を「現在到達できる最善のもの」と評価。
- 7月20日付 旧ソ連がセミパラチンスクで行った核実験で、約100km離れた都市部に飛散した放射性物質の残留放射線量、旧ソ連による報告書の約100倍。広島大原爆放射能医学研究所の高田教授らの現地調査で明らかに。
- 7月21日 ASEAN外相会議にオブザーバー参加のミャンマー(ビルマ)、東南アジア非核地帯条約を批准と伝達。批准終了は同国が初。
- 7月21日 インドネシア・アラタス外相、ASEAN外相会議閉幕後の会見で、インドにCTBTへの調印促す。
- 7月22日 インドネシア訪問中の池田外相、インド・グジュラル外相との会談で、CTBTへの立場の再考求める。グ外相は署名拒否変えず。
- 7月22日 CTBT交渉で日本政府、ラマカー議長案支持を決定。日本が打診した疑惑3ヶ国を実質上外す案に英ロなど反発のため、軌道修正。
- 7月22日 「長崎県被爆者手帳友の会」、8月9日の平和祈念式に代表派遣しないと決定。原爆落下中心碑撤去し母子像建設する計画に反発。
- 7月23日 ARF第3回会議、ジャカルタで開幕。CTBT早期締結の要請や、KEDOへの一層の支援などを呼びかける議長声明を採択して終了。
- 7月23日 米ロ両外相、ジャカルタで会談、ラマカー議長案への交渉参加国の支持呼びかける声明発表。両国とも公式な議長案支持表明は初めて。
- 7月23日 KEDOのボズワース事務局長、韓国電力公社と、今後の日程など協議。
- 7月24日 米クリストファー国務長官と中国の銭・副首相兼外相、ジャカルタで会談、CTBTの9月調印で合意。核保有5カ国が足並みそろえる。
- 7月24日 池田外相、ASEAN拡大外相会議の冒頭挨拶でCTBT交渉に触れ、「各国が建設的対応すべき」と各国の協力呼びかける。
- 7月24日 KEDO事務局長、韓国の権・統一院長官と会談。軽水炉建設は年内に着工可、費用は50億ドル超えるとの見通し。
- 7月24日 広島市平和記念公園の原爆供養塔の半世紀綴った「慰霊の記録-原爆供養塔」を、広島戦災供養会が出版。B5版50ページ。
- 7月25日 日米欧など旧西側主要国の軍縮大使会議、ジュネーブで開催。ラマカー議長案支持で固まる。

- 7月25日 米クリストファー国務長官、ジャカルタでインド・グジュラル外相と会談、CTBT交渉で議長最終案への調印要請。グ外相、調印拒否の姿勢崩さず。
- 7月26日 外務省・橋本報道官、CTBT交渉で、ラマカー議長最終案の受け入れ発表。9月の国連総会での署名実現優先すべきと判断。
- 7月26日 広島、長崎両市、外務省に対し、海外での原爆展を国の事業として開催するよう初めて要請。
- 7月26日 米エネルギー省、保有核兵器の劣化状況のシミュレーションにIBM製新スパコン。従来の約300倍の演算能力。
- 7月27日付 長崎市、原爆に関する記録本4点を出版。この中で米国立公文書館保存の「米国戦略爆撃調査報告書」の長崎関連部分を初めて全訳。
- 7月28日 イスラエル・レビ外相、エルサレムでホラム米軍備管理軍縮局長と会談、ラマカー議長案の条約最終案受諾の意向表明。
- 7月29日 CTBT妥結目指すジュネーブ軍縮会議第3会期再開。ラマカー議長案の早期採択の可能性について話し合い。
- 7月29日 中国の沙・軍縮大使、CTBT交渉で条約最終案採択に向け「柔軟になる用意」。現地査察の問題などでさらに調整求める姿勢も。
- 7月29日 中国が核実験実施を発表。同時に今後の核実験停止を宣言。多弾頭化のための核弾頭の小型化・軽量化が目的、実験場はロプノル核実験場との観測。通算45回目。規模はTNT火薬換算で1~5キロトン。実験実施時刻は日本時間で29日10:49AM。M4.3に相当。
- 7月29日 中核実験に対して日本政府、当面無償資金協力の凍結を継続。対中円借款は凍結しないという従来の方針変更せず。池田外相、徐・駐日大使に「極めて遺憾」と抗議。橋本首相、「本当に終わりにしてもらいたい」と記者団に。
- 7月29日 広島・平岡市長、中核実験について「国際社会の核軍縮努力に水を差す暴挙」と批判。長崎・伊藤市長、実験凍結表明は遅きに失した」と批判。
- 7月29日 米マッカー報道官、中核実験を遺憾としながら、同時に実験凍結を表明したことを歓迎。カラーシン・ロ外務次官、中核実験凍結表明について「前向きな決定」と歓迎。
- 7月29日 豪ダウナー外相、中核実験について

5ページ下へつづく▶◆

## 読者のみなさんへ

### 宛名ラベルのメッセージについて

定期購読者には「(定)」が入っています。その他の方々も、定期購読して下さいと幸いです。止める場合は、ご一報下さい。

お送りした号で誌代が切れるとき、「今号で誌代切れ。継続願います。」というメッセージが入ります。また、お送りした号がすでに前号以前に誌代切れになっているとき、「誌代切れ。継続願います。」というメッセージが入ります。

郵送による定期購読をお勧めします。月2回発行で、年間¥5,000- (6ヶ月¥2,500-) です。タイトルの下に記載した郵便振替口座でお振り込み下さい。

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

志沢勝彦(平和資料協同組合)、照屋みどり(PCDS)、笠本丘生(PCDS)、田窪雅文(原水禁)、パティ・ウィリス(PCDS、カナダ)、鈴木かずえ(グリーンピース・ジャパン)、中田真里子(平和資料協同組合)、梅林宏道